



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 一正蒲鉾株式会社  
代表者名 代表取締役社長 野崎 正博  
(コード番号 2904 東証第一部)  
問合せ先 取締役管理部長 滝沢 昌彦  
(TEL 025 - 270 - 7111)

## 内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

### 「内部統制システム構築の基本方針」

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、当社及び子会社の取締役は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制の確立に努める。
- (2) 監査役はこの内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めることとする。
- (3) 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、いかなる場合においても断固拒否することを定め、排除に向けて対応する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、取締役会議事録、決裁後の稟議書など重要な意思決定の記録については、文書管理規程及び稟議決裁規程などの社内規則に則り作成、保存し管理する。
- (2) 各取締役及び各監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 企業経営に対する重大なリスクに適切かつ迅速に対応する組織を編成し、リスク情報の収集と分析を行う。あわせて、その予防と緊急時の対応策を整備し、当社及び子会社のリスクを統括的に管理する。
- (2) 緊急事態が発生した際の対応については、その連絡体制・行動指針などを規定により明確にする。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月一回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとする。
- (2) 会社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に経営会議において協議を行い、執行決定を行うものとする。
- (3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、社内の業務分掌・職務権限のルールに則って適時的確に行われることとする。

## 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスについては、リスク統括室を統括部署として、当社及び子会社を対象としたコンプライアンス・マニュアルを作成し、そのルールの周知徹底を図ることとする。
- (2) 重大な法令違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為等があった際は、遅滞なく取締役及び監査役に報告する。
- (3) 当社及び子会社を対象とした「内部通報制度（フリーエコー）」については、制度の周知徹底を図り、法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正、通報者の保護を図る。

## 6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社については、関係会社管理規程に基づき所管部門が管理を行い、業務の整合性の確保と経営効率の向上を図るものとする。
- (2) 子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程に基づき、当社の事前承認を求める。また、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社へ報告する。
- (3) 当社及び子会社のリスク情報の有無を監査するため、リスク統括室を中心に定期的な監査を実施する体制を構築する。
- (4) 監査の結果、当社及び子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、ただちに、取締役、監査役、その他担当部署に報告される体制を構築する。

## 7. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査部門を担当する使用人に、必要があるときは、監査役の職務の補助業務を担当させることとする。

## 8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役より必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役の指示は受けないものとする。
- (2) 当該使用人の異動には、監査役の事前の同意を必要とする。
- (3) 当該使用人の独立性及び実効性の確保について監査役会規程に明記し、これを徹底する。

## 9. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとする。また、監査役へ当該報告をしたことを理由とした不利益な取り扱いは一切行わないものとする。
- (2) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査役に報告する。

## 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、会社運営に関する意見交換及び意思の疎通を図るものとする。
- (2) 業務の適正を確保する上で重要な会議への監査役の出席を確保する。
- (3) 監査役は監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等についての要請を行うことができることとする。
- (4) 監査役が監査を行うにあたり、必要に応じて弁護士等の外部の専門家を利用する場合には、会社がその費用を負担する。

以 上